

# 令和5年度第3回石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）に係る 検討委員会議事録【要約記録】

日 時：令和5年8月18日（金）14：00～15：55

場 所：石狩市総合保健福祉センターりんくる 2階リハビリ室

出席者：以下のとおり（敬称略）

委 員					
役 職	氏 名	出 欠	役 職	氏 名	出 欠
委員長	金子 浩治	出席	委員	朝倉 喜章	出席
副委員長	市川 博康	出席	委員	土谷 美穂	出席
委員	桑澤 清元	欠席	委員	三島 照子	出席
委員	杉本 洋子	出席	委員	高橋 典只	出席
委員	福江 彰	出席	委員	椿 晃	出席

事務局	所属 氏名	所属 氏名
	保健福祉部障がい福祉課長 高井 実生子	保健福祉部障がい福祉課主任 林 富士子
	保健福祉部障がい福祉課主査 角田 誠二	保健福祉部障がい福祉課主事 武田 奏
	保健福祉部障がい福祉課主査 山本 健太	

傍聴者：3名

---

## 会議次第

1. 開会
2. 議事
3. 委員による協議
4. その他
5. 閉会

## 1. 開会

【事務局：高井】

これより令和5年度第3回石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）に係る検討委員会を開催します。会議は、障がいのある人にも分かりやすい言い方や言葉を使うよう心がけながら進めていきます。聴覚障がいの方の情報保障のため、石狩市の手話通訳者が通訳を行いますのでよろしくお願いいたします。また、福江委員のサポートとして、社会福祉法人はるにれの里の野田様が同席しておりますことを申し添えます。そして、桑澤委員におきましては、ご都合により、本日欠席となりますことをご報告いたします。

本日は追加資料として、「資料5 提言書の案について」をお手元に配布しております。こちらについては「3. 委員による協議」の中で詳しくお話ししますのでよろしくお願いいたします。さらに資料の追加により、会議次第の内容も変更となりましたので、会議が始まる前に、事前にお送りした会議次第と差し替えさせていただいたことをお伝えいたします。それでは議事に入りますので、以降の進行を金子委員長にお願いします。

## 2. 議事

【金子委員長】

皆さんこんにちは。本日もよろしくお願いいたします。この前発行されたダイジェスト版には、いよいよ折り返し地点、という風に書かれておりました。後ほど事務局からこれからの予定などのお話があると思いますが、今後も大切な内容を協議していくこととなりますのでよろしくお願いいたします。また、本日は当日の追加資料もございしますが、率直な意見を出し合い進めていければと思います。さて、今日の会議ですが、最大で16時を目処に終了したいと思いますので、円滑な審議にご協力をお願いします。それでは次第の「2. 議事」ということで、協議事項の条例・方針書の内容の検討について、事務局からお話しをお願いします。

【事務局：角田】

事務局の角田です。本日もよろしくお願いいたします。

まずは、本日、急な追加資料の配布となり、大変申し訳ございません。資料の内容につきましては、後ほどご説明させていただきますので宜しくよろしくお願いいたします。それでは議事に入る前に、資料1の検討委員会の「これまで」と「これから」についてお話しいたします。資料の詳しい内容については、既に皆さまでご確認いただいていると思いますので、ここでは簡単にお話しさせていただきます。

まずは1ページ目ですが、こちらには、これまでに行われてきた、終了した検討委員会の内容が書かれています。また、6月30日に開催された前回の検討委員会より、施策の推進方針づくりに向けた検討が始まったところです。

そして2ページ目ですが、こちらには、今回の検討委員会や、これから予定されている検討委員会の内容について書かれています。ここに書かれている本日の目標としては、施策の推進方針をつくることになっておりますが、本日はそれ以外にも、条例の名前や、後ほどご説明いたします追加資料の検討などにも入っていく予定ですので、よろしくお願いいたします。また、今後についてですが、令和6年4月1日の条例スタートを目指し、条例案や提言書を完成させること、そして方針書についても検討していくこととなります。会議の回数も残り少なくなってきましたが、今後ともよろしくお願いいたします。資料1のお話はこれで終わります。

それでは、本日の議事についてお話しいたします。まずは、資料をお送りした時の文書にも書かせていただきましたが、本日は、資料2の施策の推進方針づくりと、資料3の条例の名前を考えていくことを中心に検討をしていくこととなります。また、資料4については、これからの方針書づくりの参考になればということで簡単にお話しさせていただこうと思います。そして、追加資料となります資料5の「提言書の案について」ですが、こちらは今日で完成させるということではなく、今後の会議の回数も残り少ないことを考え、少しでも早めに協議に入らせてもらえればと思い、作成いたしました。こちらについては、後ほどお話しさせていただければと思います。本日の資料はいつもより多くなっておりますが、それぞれの検討について、よろしくお願いいたします。

以上で、議事、《協議事項》条例・方針書の内容の検討についてのお話を終わります。

【金子委員長】

ありがとうございました。なお、この会議は、議事録作成のために録音をしておりますので、私に名前を呼ばれてからお話するようお願いいたします。

ここまで何か質問などありますでしょうか。

《質問等なし》

それでは次に進みたいと思います。

### 3. 委員による協議

【金子委員長】

次は次第の「3. 委員による協議」に入りたいと思います。協議の途中で10分の休憩をはさみながら進めていきたいと思っております。まずは、資料2の協議について、事務局より説明をお話し願います。

【事務局：角田】

それでは資料2の「石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）のたたき台【施策の推進方針（第7条）の作成について】」をお話しします。最初に1ページ目の「はじめに」から読みますので聞いてください。

《資料2：石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）のたたき台【施策の推進方針（第7条）の作成について】》

『はじめに、今回は、条例の最後の確認部分となる「施策の推進方針（第7条）」の内容について考えていきます。前回話し合われた「アンケート発表のまとめと“施策づくり”にむけて」では、4つのタイトルそれぞれの中に書かれた困りごとへの解決方法や、どんなものが必要かなどについて意見が出されました。次のページから、タイトルごとに出された意見を書き出しましたので、どんな意見が出されたのかを、まずは皆さんと確認をしていきたいと思います。そして、その確認が終わった後に、出された意見を参考にしながら「施策づくり」について考えていく、という流れで進めていきたいと思います。』

以上が、1ページ目の「はじめに」という部分となります。それと、4つのタイトルを改めて確認しますと、

- ①障がいをなかなか理解されない。
- ②相手にうまく気持ちが伝わらない。
- ③外出先やお店などで困ったことがある
- ④障がいのある人にとって生活がしづらい環境である。

以上が4つのタイトルとなります。

続いて2ページ目に入ります。ここでは書かれている文書をすべて読んでいくのではなく、タイトルごとに出された意見が全体的にどんな意見だったのかを、まとめた形でお話ししていきたいと思います。

まずは、2ページ目の《「①障がいをなかなか理解されない」について》で出された意見をまとめたものをお話しします。

◆ここでは、障がいへの理解を深めてもらいたいことや、「障がい」を知ってもらいたい、という意見が出されたと思います。障がいを理解するためには、相手のことを理解することが大切だと思いますし、そして、お互いにわかり合うための方法、例えばコミュニケーションの取り方などを考えていくことが必要ではないかと思いました。また、意見の中にも、コミュニケーション手段、お話しをする方法というのを学ぶ機会や、その手段を学ぶためのガイドブックなどがあると理解が広がりやすいのではないかと、という具体的な方法についての意見が出されていたと思います。

このまとめとしては以上となります。

次に、3ページ目の《「②相手にうまく気持ちが伝わらない」について》で出された意見をまとめたものをお話しします。

◆ここでは、障がいのある人が相手とお話をするときに、便利な道具を使って伝えていくのはどうか、という意見が出されましたが、気持ちまでを伝える、ということになると、やはり支援

をしてくれる人がいることで、安心感を持ちながら気持ちを伝えられるのではないかと思います。障がいのある人がお話をするときには助けてくれる人がいて、さらに、意見にも出されたコミュニケーションボードなどが使える環境ですと、もっと気持ちが通じ合い、伝わりやすい環境になるのではないかと思います。

このまとめとしては以上となります。

次は、4ページ目の《「③外出先やお店などで困ったことがある」について》で出された意見をまとめたものをお話しします。

◆ここでは、お店など、みんなが利用する場所において、情報を伝え、受け取りやすい環境になってほしい、という気持ちが皆さんの意見から感じられました。また、障がいのある人への対応を積極的に行っているお店を表彰することや、障がいのある人にやさしいお店に商品が当たるようにしていくなど、障がいのある人への対応を考えてもらう方法について、今までにない新しい考えもありました。そして、外に出た時に、お店だけではなく、障がいのない人も同じように、障がいのある人のことを考えてくれる、配慮してもらえるようになるとういのではないかと、という意見もいただきました。条例案の中にも書かれている「合理的配慮」を行う気持ちをみんなが持つことで、もっとやさしいまちになるのではないかと、と思いました。

このまとめとしては以上となります。

最後となります、5ページ目の《「④障がいのある人にとって生活がしづらい環境である」について》で出された意見をまとめたものをお話しします。

◆ここでは、障がいのある人の生活がしやすくなるために、ICT（情報通信技術）などの便利な道具や機器を使って、情報を伝え、受け取りやすい環境にしていくことや、その道具などを利用しやすい環境に整えること、また、ピアサポーターを利用していくことなど、様々な意見が出されました。そして、障がいのある人で、本当は情報を伝えなければならない人なのに、プライバシーの保護によって、その人のお名前など、正確な情報を知ることができずに伝えることができないことがある、という意見も印象的でした。環境を変えていくことは簡単ではないかもしれませんが、少しずつ環境を整え、互いに心を通わせ理解し合い、安心して暮らせるまちを目指していければと思いました。

このまとめとしては以上となります。

以上が、各タイトルで出された意見のまとめとなります。また、これらの出された意見というのは、今後の方針書づくりの参考にもなりますので、大切な意見として覚えておいてもらいたいと思います。

【金子委員長】

今、事務局より皆さんから出された意見のまとめについてお話がありましたが、何かご質問などはありますでしょうか？

《質問等なし》

それでは次に進みたいと思います。

【事務局：角田】

それでは、次からは、施策づくりについて考えていきたいと思いますが、施策づくりに入る前の6ページ目に【参考】「施策の推進方針（第7条）の形について」というのが書かれております。こちらは、これからつくっていく施策の推進方針第7条の形となりますので、各自でご確認いただければと思います。一つ、注意としては、これからつくっていく施策の推進方針も、今後、法制担当者に確認をしてもらうこととなりますので、覚えておいてください。

次に、7ページ目の「施策づくりに向けて」に入っていきたいと思います。まずは、この《はじめに》から読みますので聞いてください。

《資料2の7ページ：施策づくりに向けて》

『はじめに、「施策」というのは、皆さんから出された意見などを実現していくための大きな「目標」になるのではないかと事務局では考えました。つまり、施策は目標であるということです。そこで、施策になる「目標」とはどういうものかを考えたところ、これまで出てきた4つのタイトル一つ一つを、〈こうしてほしい〉という文に言いかえることで目標の文になるのではないかと考え、その目標の文を、条例に書かれるようなきちんとした「施策」の文につくりかえていく、というやり方で施策の案をつくってみました。次のページからは、今お話ししたやり方でつくった施策の案が書かれていますので、このやり方や、言いかえた文の確認も含め、施策の案について検討してもらいたいと思います。』

以上が、7ページ目の「はじめに」という部分となります。

続けて、8ページ目に入ります。ここから事務局で考えたタイトルごとの施策の案が書かれていますので、一つずつ、皆さんに確認をもらいながら進めていきたいと思います。ではお読みします。

《8ページ目：タイトル【①障がいになかなか理解されない】から考えた施策（案）について》説明

- ◆「障がいになかなか理解されない」を〈こうしてほしい〉という目標になるような文に言いかえると、《障がいを理解してほしい》という文になると思います。そして、この施策の文をつくるために必要なこととして、「障がいのある人とコミュニケーションをとる方法を知り、互いに理解し合えるようになることが必要」ということも踏まえながら施策の文を考えた結果、

【障がいのある人がわかる方法による情報の伝えかたや受け取りかたの理解及び普及に関する施策】

という施策の案を事務局では考えました。

また、「普及」という言葉は「物事を広めていくこと」という意味となります。

皆さまには、〈こうしてほしい〉という言いかえや、施策の案がつくられた流れと内容などについてご確認をお願いいたします。なお、9ページには、ここのタイトルで出された意見を書いていますので、こちらを参考にしながらご確認いただければと思います。

【金子委員長】

今事務局より施策の案について、その考え方なども一緒に説明がありましたが、このことについて、何かご意見などはありますでしょうか。

【市川副委員長】

確認ですが、6ページに書かれている施策の推進方針第7条の形というのが条例に書かれる形になると思うのですが、今お話があった施策の案というのは、資料4にある「手話の方針書について」のどこの部分に当てはまりますか。

【事務局：角田】

今お話しした施策の案というのは、資料4で言いますと、真ん中あたりに書かれている「それぞれの文書に付けた4つのタイトル」という中の、「②」「③」「④」に該当します。②の手話を広めていくこと、③の手話を広めていくための環境づくり、④の手話の通訳者の重要性について、この3つの柱が、今私たちが考えている施策に該当する部分となります。また、私たちの施策は4つのタイトルからつくり出されると考えておりますので、手話の条例では3つ、情報コミュニケーション条例では4つ、または5つになるかと思えます。

【市川副委員長】

そうすると、施策の推進方針第7条の条文で言うと、今協議している4つの施策が柱となり、そして、資料4に書かれている「ア」「イ」「ウ」などの細かい部分は方針書の方に書かれるということですね。

【事務局：角田】

そう言うことになります。

【三島委員】

「普及」の意味について説明書きがされていますが、この説明を施策の中にそのまま使うことはできないのでしょうか。一般市民に「普及」というのはわかりづらいと思いますので、わかりやすくした方がよいと思いました。

【事務局：角田】

このことについては、委員の皆さんの意見によってどうするかを決めていただければと思います。

【金子委員長】

今の三島委員の意見について、皆さまいかがでしょうか。

《賛成の丸いカードが多数あがり賛成》

委員皆さんの意見が固まりましたので、事務局の方でもう一度検討してもらいたいと思います。

【事務局：角田】

ご意見ありがとうございます。言葉の意味がきちんとするよう法制担当者とも確認を取りながら検討していきたいと思います。

【金子委員長】

それでは次に進みたいと思います。

《10 ページ目：タイトル【②相手にうまく気持ちが伝わらない】から考えた施策（案）について》  
説明

【事務局：角田】

◆「相手にうまく気持ちが伝わらない」を〈こうしてほしい〉という目標になるような文に言いかえると、《相手に上手く自分の気持ちを伝えたい》という文になると思います。そして、この施策の文をつくるために必要なこととして、「コミュニケーションを支援してくれる人やその体制がきちんとしていることが大切」ということも踏まえながら施策の文を考えた結果、

【コミュニケーション支援者の活動の促進に関する施策】

という施策の案を事務局では考えました。

また、「促進」という言葉は「物事が進むようにすること」という意味となります。

皆さまには、〈こうしてほしい〉という言い換えや、施策の案がつくられた流れと内容などについてご確認をお願いいたします。なお、11 ページには、ここのタイトルで出された意見を書いていますので、こちらを参考にしながらご確認いただければと思います。

【金子委員長】

今事務局より施策の案について、その考え方なども一緒に説明がありましたが、このことについて、何かご意見などはありますでしょうか。

【三島委員】

前回の検討委員会で桑澤委員が話していたと思うのですが、障がいを持っているということを相手にわかるようにすること、伝えることが大切なのではないかと思うので、そういうことも文章に入れてはどうかと思いました。

【金子委員長】

障がいのある人の気持ちを伝えるということですが、どんな施策になるのかなど、具体的な案はありますでしょうか。

【三島委員】

障がいのある人の中には、見た目でわかる人とそうでない人がいると思うのですが、見た目で見えない人たちは自分が困っていることを相手に伝えていかなければならないと思うので、そういう人たちも支援するような内容の施策にしてはどうかと思います。

【市川副委員長】

自分が障がいを持っているというのを周りの人達にわかってもらう環境にしてほしいということだと思うのですが、人に知られるということについては個人差もあると思います。そこは、あくまで個人の意思に基づくものだと思いますし、中には知られることを嫌がる人もいます。また、4つ目のタイトルでは「伝え受け取る環境づくり」に関することを考えていくと思うのですが、例えば環境が整っていれば、障がいを持っていることを知ってもらうことに問題がなくなるのではないかと思いますので、その4つ目のタイトルの、環境づくりの施策の部分で反映していけばよいのではないかと思います。よって、ここの施策はこのままでよいのではないかと思います。

【三島委員】

わかりました。

【金子委員長】

その他にもご意見ありますでしょうか。前回の会議では、杉本委員より相手に伝わりづらいことの体験をお話いただきましたが、杉本委員は何かご意見などありますでしょうか。

【杉本委員】

聴覚に障がいのある人の場合は、通訳がない時、文字を書いて伝えるという方法もありますが、書くことが難しい人も中にはおります。お互いに手話が使えれば気持ちは伝えやすいですが、やはり難しい部分もあると思います。まずは伝えやすい環境づくりというのが大切なのではないかと思います。

【金子委員長】

ありがとうございます。環境を整えることで障がいを持っていることを知られることに抵抗なく考えていけるのではないかという意見がありました。他はいかがでしょうか。

【高橋委員】

自分の気持ちを伝えたいということで、人が支援することだけになっていますが、機器などを使って相手に伝え支援することもありますので、ここの施策の案には「コミュニケーション支援者」となっていますが、ここの「支援者」の「者」という文言はいらないと思いました。

【三島委員】

私も同意します。

【市川副委員長】

ここの「促進」も先ほどの「普及」と同じように、わかりやすい言葉にかえてはどうかと思いました。ここも法制担当者に確認をしてもらえればと思います。

【事務局：角田】

わかりました。意見のとおりになるか難しい場合もありますが、確認し皆様にお話しできればと思います。

【金子委員長】

皆さんに確認ですが、コミュニケーション支援者の「者」を外すということで皆さんよろしいでしょうか。

《賛成の丸いカードが多数あがり賛成》

それでは、こちらの方も事務局で確認をお願いします。他にありませんでしょうか。

《意見等なし》

それでは次に進みたいと思います。

《12 ページ目：タイトル【③外出先やお店などで困ったことがある】から考えた施策（案）について》説明

【事務局：角田】

◆「外出先やお店などで困ったことがある」を〈こうしてほしい〉という目標になるような文に言いかえると、《外出先やお店で困らないような環境になってほしい》という文になると思います。そして、ここの施策の文をつくるために必要なこととして、「事業者や市民が、ともに障がいのある人への配慮について理解していければよいと思う」ということも踏まえながら施策の文を考えた結果、

【市民及び事業者への合理的配慮の理解及び普及に関する施策】

という施策の案を事務局では考えました。

皆さまには、〈こうしてほしい〉という言いかえや、施策の案がつくられた流れと内容などについてご確認をお願いいたします。なお、13 ページには、ここのタイトルで出された意見を書いていますので、こちらを参考にしながらご確認いただければと思います。

【金子委員長】

今事務局より施策の案について、その考え方なども一緒に説明がありましたが、このことについて、何かご意見などはありますか。

【三島委員】

「合理的配慮」とありますが、これはどういう意味ですか。

【事務局：角田】

前回の資料の「定義」の部分に書かれているのですが、合理的配慮とは、社会的障壁、具体的に言いますと、障がいがあることで取れない資格や、障がいのある人が利用しづらい施設、偏見を持たれるなど、そういう壁を取り除いていくことが合理的配慮となります。

【金子委員長】

椿委員はいかがでしょうか。

【椿委員】

これまで事業者はトイレや駐車場など障がいのある人のために色々と努力はしてきたと思いますが、それをもう一步踏み込んだ配慮を考えていけると、誰もが利用しやすい施設になっていき、非常に助かるのではないかと思います。合理的配慮を施策に入れることはよいと思います。

【金子委員長】

ありがとうございました。他にご意見ありませんでしょうか。

《意見等なし》

事務局で考えた施策の案でよろしいでしょうか。

《賛成の丸いカードが多数あがり賛成》

それでは次に進みたいと思います。

《14 ページ目：タイトル【④障がいのある人にとって生活がしづらい環境である】から考えた施策（案）について》説明

【事務局：角田】

- ◆「障がいのある人にとって生活がしづらい環境である」を〈こうしてほしい〉という目標になるような文に言いかえると、《障がいのある人にとっても生活しやすい環境にしたい》という文になると思います。そして、ここの施策の文をつくるために必要なこととして、「機器の活用などにより、障がいのある人にとって、どんな場面でも情報を伝え受け取りやすい環境となる必要がある」ということも踏まえながら施策の文を考えた結果、

【障がいのある人がわかる方法で情報を伝え、受け取ることができる環境づくりに関する施策】

という施策の案を事務局では考えました。

皆さまには、〈こうしてほしい〉という言い換えや、施策の案がつくられた流れと内容などについてご確認をお願いいたします。なお、15 ページには、ここのタイトルで出された意見を書いていますので、こちらも参考にしながらご確認いただければと思います。

【金子委員長】

今事務局より施策の案について、その考え方なども一緒に説明がありましたが、このことについて、何かご意見などはありますでしょうか。

【三島委員】

「障がいのある人がわかる方法で」と書いてありますが、これだと障がいのある人のためだけのお話になると思うので、高齢者とか、外国人の方など、障がいのある人もない人も含めたものにした方がよいのではないかと思います。

【事務局：角田】

事務局としましては、これまでの会議で、この条例は「障がいのある人のための条例」という一致した意見をいただいていたと思っております。提言書の案の附帯意見の中で、高齢者や外国人の方にとっても、わかりやすいようにしていくことが必要であると書かれているのですが、こちらは市の中でもそれぞれの部署などにこのような取り組みが広がっていけばよいのではないかと、そういう思いでつくったところでした。改めてここでどうするのかについては、これまでの会議の話し合いの結果も踏まえて検討いただきたいと思います。

【朝倉委員】

この後に出てくる条例の名前の検討にもかかわってくると思うのですが、私は前回の意見と同じく、障がい者のための条例であるべきかと思います。

【市川副委員長】

検討委員会の最初のころは、高齢者や外国人のことも考えていければ、という考えがあったと思うのですが、協議を重ねていくうちに、障がいのある人のための条例をつくっていく、という考えで一致したと思います。それと、資料5の提言書案の中の附帯意見には「高齢者や外国人も」というように書かれておりますので、私もこの条例をきっかけに、さらに広がりを見せることができると考えています。

【金子委員長】

ありがとうございました。今お話があった部分ですが、今私たちは障がいのある人のための条例をつくっていますが、附帯意見にも書かれているように、今後は高齢者や外国人にも広がりを見せるようになればと思います。他にご意見ありますでしょうか。

《意見等なし》

それではこの施策については、事務局で考えた案でよろしいでしょうか。

《賛成の丸いカードが多数あがり賛成》

では、これで資料2の協議を終わります。次の資料3に行く前に、ここで10分間の休憩を取りたいと思います。

【金子委員長】

時間となりましたので会議を再開いたします。次に、資料3の「石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）」の名前について、の協議に入りたいと思います。まずは、事務局よりお話し願います。

【事務局：角田】

それでは、資料3の「石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）」の名前について、お話しします。まずはここに書かれていることの全てをお読みしますので聞いてください。

《資料3：「石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）」の名前について》

『はじめに、これまで検討してきた条例ですが、名前に「仮称」が入ったままで、きちんと決まっています。12月に実施予定の「パブリックコメント」では、市民の皆さんに条例案の内容を確認してもらうこととなりますが、その時までには名前を決めておく必要があります。そこで、今回、事務局で名前をいくつか考えてみましたので、皆さんからの意見もいただきながら決めていければと思います。

【事務局で考えた名前（案）】

- ①石狩市情報・コミュニケーション条例
- ②石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例
- ③石狩市障がいのある人のための情報・コミュニケーション条例
- ④石狩市みんなの心をつなぐ情報・コミュニケーション条例
- ⑤石狩市障がいのある人とみんなの心をつなぐ情報・コミュニケーション条例
- ⑥その他（皆さんよりご意見などいただければと思います。）

以上が、事務局で考えた名前の案となります。』

【事務局：角田】

資料3に書かれていることは以上です。早速なのですが、皆さんからのご意見などをいただきながら名前を決めていければと思います。また、名前についても、法制担当者に確認をしてもらおうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【金子委員長】

それでは条例の名前についてですが、事務局で考えた案や、皆さんが考えた名前など、ご意見をいただければと思います。また、こちらについては、全員から意見をお聞きしたいと思いますので、まずは市川副委員長からお願いしたいと思います。

【市川副委員長】

私は事務局案の中の②「石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例」がよいと思います。

【朝倉委員】

名前は長くせずに、見ただけで障がい者が対象なのだとわかるとよいと思いますので、私も②「石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例」がよいと思います。

【高橋委員】

私は事務局案の①「石狩市情報・コミュニケーション条例」、または、ここでは「コミュニケーション」というのが大事であり、情報は不要なのかなと思いましたので、「情報」という言葉を抜いて「石狩市コミュニケーション条例」にするのもよいと思いました。ここに「障がい者」という言葉を入れなかった理由ですが、「障がい者」と入れると、その名前だけで健常者の方が見ないのではないかと思い、普通に「コミュニケーション」だけにすることで、自分にも関わると思い、見てくれるのではないかと思ったからです。名前だけ見て関りが無いから見ない、という人を、できるだけ減らしたいと考えたところでした。

【土谷委員】

サークルの中でも話し合ったのですが、「障がい者」と書かれていると、障がい者だけのものというイメージとなってしまう、障がいのない人は関りが無いのでは、という感じになる気がしましたので、みんなと話し合った結果、「石狩市みんなの情報コミュニケーション条例」がよいのではないか、という意見となりました。以上となります。

【杉本委員】

聞こえる人も聞こえない人も、また、障がいのある人ない人などみんなが関わることを考えると、事務局案の①「石狩市情報・コミュニケーション条例」がよいのではないかと思います。それと、あまり長くない名前の方がよいとも思いました。

【三島委員】

私は事務局案の②「石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例」がよいと思います。障がい者のための条例ができるわけですから、やはり「障がい者」という言葉を入れて欲しいと思います。

【椿委員】

私は事務局案の④「石狩市みんなの心をつなぐ情報・コミュニケーション条例」の中にある「心」という言葉を名前の頭の部分などにうまく入れられないか、と考えておりますし、名前はできるだけ短めの方がよいと思っております。また、私が思うことですが、障がい者と健常者との距離と言いますか、理解がなかなか埋まらないことを考えますと、健常者にも温かい「心」を持つことで距離も縮まってくると思いますし、この条例案も生きてくるのではないかと思います。そういう意味では、名前の頭の方などに「心」という言葉が入ればと思ったところです。

【福江委員】

私は②の「石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例」がよいと思います。

【金子委員長】

皆さんありがとうございました。本日不在の桑澤委員のご意見も聞きたいところですね。さて、皆さんからそれぞれ意見が出されましたが、全員が一致した、ということではなかったと思います。今いただいた意見をもとに、桑澤委員の意見も含め一度事務局で整理していただき、次回最終的な決定を行うということにしたいと思いますがよろしいでしょうか。

《賛成の丸いカードが多数あがり賛成》

では、これで資料3の協議を終わります。

次の資料4について事務局より説明をお願いします。

【事務局：角田】

それでは、資料4の「石狩市手話に関する基本条例に規定する施策を推進するための方針」について〈手話の方針書について〉、お話しします。こちらはこれから決めていく条例の方針書づくりの参考となるようにつくった資料となりますので、今ここで協議をしていくということではありません。まずは、1ページ目の《はじめに》を読みますのでお聞きください。

《資料4：「石狩市手話に関する基本条例に規定する施策を推進するための方針」について〈手話の方針書について〉》

『はじめに、今つくっている「施策の推進方針（第7条）」ができると、いよいよ条例案が完成します。そして、条例案が完成した後には「方針書」をつくっていくことになるのですが、今後「方針書」をつくっていく参考として、以前にもお渡しした、手話の方針書を書いた資料を改めてお渡しします。また、今回は手話の方針書がどんなづくり方（構成）をしているのかがわかるように、書かれている文書を4つのタイトルに分けてみました。

◆それぞれの文書に付けた4つのタイトル

- ①【最初に書かれている文】
- ②【手話を広めていくことや、その方法について書かれた文】
- ③【手話を広めていく環境づくりや、その方法について書かれた文】
- ④【手話通訳者の重要性（大切であること）や、どんな支援（助け）をしていけばよいかを書かれた文】

以上がそれぞれのタイトルとなります。次のページから、上のタイトルごとに分けて文書を書きましたので、手話の方針書について確認をし、今後の方針書づくりの参考にしていただければと思います。』

以上が、1ページ目となります。今お話ししました、それぞれの文書とタイトルの文については、次のページから書かれています。また、資料2の時にもお話ししましたが、今の4つのタイトル

のうち、手話の施策に該当する部分は「②手話を広めていくことや、その方法について」、「③手話を広めていく環境づくりや、その方法について」、「④手話通訳者の重要性や、どんな支援をしていけばよいか」の3つとなります。それぞれがどのような施策の文となっているのかはそれぞれでご確認いただき、今後の参考にさせていただきたいと思います。

【金子委員長】

今資料4についてお話がありましたが、何かご質問などはありますでしょうか？

《質問等なし》

資料4については、今後の方針書づくりにも関係しますので、手話の方針書がどのようにつくられているのかをご確認いただき、参考にしていければと思います。

【金子委員長】

事前にお送りしていた資料についてはこれで全てとなりますが、本日はもう一つ、追加として資料5の「提言書の案について」というのもございます。このことについて、事務局よりお話し願います。

【事務局：角田】

まずは、皆さまには当日に追加で資料をお渡しすることになり、事前にお送りすることができず大変申し訳ございませんでした。事務局では、どうしても、今、お話ししておきたいことでしたので、ここでご説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは「資料5：提言書の案について」お話しします。まず1ページ目に書かれております《はじめに》からお読みしますので聞いてください。

《資料5（当日配布された追加資料）：提言書の案について》

『昨年の6月に開催された第1回検討委員会で、石狩市より、情報・コミュニケーション条例の内容を考えてもらいたいという「提言依頼書」をもらいました。それから事務局から出された条例のたたき台について皆さんに協議や検討をしてもらい、言葉や文書を修正していき、最終的な条例案ができるところまでできました。そこで今度は、市の依頼に対して、「事務局からの条例のたたき台について、ここを修正して条例案を完成させました。」という答えを出します。この答えをまとめた文書を「提言書」と言います。

事務局では、これまでに話し合われた内容を確認し、どこをみんなで変えてきたのかをまとめ、次のページに「提言書」の案をつくってみましたので、その内容を皆さんに確認をしてもらえればと思います。』

以上が1ページ目の部分となります。続けて2ページからの提言書の案に入ります。

《提言書の案》

令和5年11月10日

石狩市長 加藤 龍幸 様

石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）に係る検討委員会  
委員長 金子 浩治

石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）に係る提言

令和4年6月24日付け石障福第325号で提言依頼のありました標記の件について、本検討委員会の議論を踏まえ、下記のとおり提言いたします。

記

1 はじめに

本検討委員会は、石狩市における障がいのある人の情報・コミュニケーションに関する条例の作成に向け、市内在住の当事者や支援者、障がいに関する学識経験者、公募に応じた市民などで構成された検討委員にて、市が示した条例素案について、協議、検討を重ねて参りました。以下は、その条例素案の内容に対する提言並びに附帯意見となります。

2 条例素案の内容に対する提言について

条例素案について、次のとおり修正すること。

(1) 全体で使用されている語句の修正について

- ア 「その人の特性に合った方法」という言葉を「その人のわかる方法」に修正すること。
- イ 「発信」を「伝えること」、「取得」を「受け取ること」に修正し、それぞれを文脈に合った語句の使い方に直しながら表記すること。
- ウ 「障がいの有無」を「障がいのある、ない」に統一すること。
- エ 「障がいのある人のわかる方法」を「障がいのある人がわかる方法」に修正すること。

(2) 前文の語句について

- ア 「全ての市民」を「私たち市民」に修正すること。

(3) 第1条（目的）の語句について

- ア 「この条例は、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の規定に基づき」の文を削除すること。
- イ 「障がいのある、ないにかかわらず分け隔てられることなく」を「障がいのある、ないによって分け隔てられることなく」に修正すること。

(4) 第2条（定義）の語句について

- ア 「(3) コミュニケーション手段」の中の「他の障がい者が」を「他の障がいのある人が」に、「(6) コミュニケーション支援者」の中の「その他の障がい者の」を「その他の障がいのある人の」にそれぞれ修正すること。

- イ 「(3) コミュニケーション手段」の中に「ICT（情報通信技術）機器」を追記すること。
- ウ 「(6) コミュニケーション支援者」の中の「(朗読者を含みます。）」という文を削除すること。

(5) 第3条（基本理念）の語句について

- ア 「情報の発信と取得及びコミュニケーション手段」を「情報を伝え受け取る権利及びコミュニケーション手段」に修正すること。

(6) 第7条（施策の推進方針）の語句について ※現在検討中のところです。

- ア （施策の内容は現在検討中ですので、今後、何か修正することがあればここに書かれることとなります。）

### 3 附帯意見について

本検討委員会の議論を踏まえ、次の事項を附帯意見として提言します。

(1) 今後の市の方針について

- ア この度検討した条例については、障がいのある人のための内容となっておりますが、障がいのある人のほかにも、高齢者や認知症の方、外国人など、地域には情報を伝え、受け取ること困難を感じている方は多くおられますので、誰もが情報を伝え、受け取りやすい環境を整備することが必要であると考えます。

前文に書かれております「誰もが暮らしやすく、やさしいまち」を目指していくためにも、市は本条例をきっかけに、情報を伝え、受け取ること困難を感じているすべての方のために、同様の環境整備への取り組みを推進すること。

(2) 条例に掲げた施策の推進について

- ア 学校教育における総合的な学習の時間などを活用し、小さなころから障がいの特性及びコミュニケーション手段を学び、障がいのある人とふれあう場面を設けるなど、障がいへの理解を深める機会をつくっていくこと。

- イ 石狩市の職員を含め、公的機関や民間の事業者に対しても、障がい特性やコミュニケーション手段を理解するための研修を実施していくこと。

以上が、事務局で考えた提言書の案となります。次回 10 月の検討委員会でこちらの内容を確定させたいと考えておりますので、本日はお時間の許される限り、皆さまからのご意見などをいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

【金子委員長】

今、資料5について説明がありました。こちらの内容について、何か質問や意見などはありませんでしょうか。

【三島委員】

質問なのですが、提言書というのはこういう書き方と言いますか、形になるということなのでしょうか。

【事務局：角田】

昨年、市の方より情報・コミュニケーション条例についての内容や施策について検討してもらいたいという依頼を受け、それから事務局のたたき台について協議をしていき、最終的にそれらを検討、修正してきたところですが、この結果をまとめたものを提言書として市に提出するものと事務局では考えたところです。また、提言書の構成は手話の条例の提言書も参考にさせていただいた部分もあります。

【金子委員長】

提言書の内容について、こういう形などの案やご意見があればお願いいたします。

【三島委員】

私としては、一つ一つの修正内容といいますか、条例全体についてこういった条例になりました、というものを提言書として出すのではないかと思ったところです。

【金子委員長】

提言書の書き方について皆さまからもご意見があればお願いします。検討委員会でどんな話し合いがされたのかわからない人も、提言書を読んでももう少し具体的にわかるものにしていくかどうか、ということかなと思います。

【椿委員】

市より条例の内容について提言依頼がありましたが、具体的な協議内容やどんなやり取りがあったかということは、今まで議事録など事務局でまとめたものが前提としてあり、その内容などについて委員会で協議をした結果が今回の提言書にまとめられた、私はそう理解しています。

【金子委員長】

他にご意見ありますでしょうか。

【三島委員】

提言書については、10月にもう一度話し合うのですよね。

【金子委員長】

資料1の予定にもございますが、11月には提言書を出さなくてはなりませんので、次回の10月に内容を決めていくこととなります。

【市川副委員長】

私が思っているのは、附帯意見が大事なのではないかと考えています。特に、将来的に高齢者や認知症の人、外国人に対しても開かれた石狩市になるべきなのでは、という提言をする部分は大事なことだと思いました。それと、三島委員がお話したように、文字や言葉の修正だけではなく、これまで話し合われた結果このようになりました、というように、検討してきたそれぞれの条文の中で、検討委員会として大事にしてきたことが読み取れるような提言書の内容であればさらによいものになるのではないかと考えたところです。

【高橋委員】

内容の話ではないのですが、提言依頼を出した昨年6月の「石障福第325号」の「石障福」というのは、何かを略しているとは思いますが、これは略してもよいものでしょうか。

【三島委員】

私からも同じような質問なのですが、これは何の略なのかも教えてもらいたいと思います。それと、提言書は市民に見せるものなのでしょうか。

【事務局：角田】

まず、「石障福」についてですが、こちらは市の公文書を出す時に使うものであり、「石狩市障がい福祉課」を略したものとなります。また、文書のやり取りについては、この略した形で行うことになっています。提言書ですが、こちらは市に提出するものとなり、市民には提言書とは別に、それぞれの条文の内容などが書かれたものをつくり、それをパブリックコメントでご確認いただくこととなります。なお、11月10日の検討委員会では市長も出席し、金子委員長から市に提言書が渡される流れとなります。

【金子委員長】

条例の内容についてパブリックコメントを行うということですね。

【事務局：角田】

そうなります。また、パブリックコメントでは検討委員会で作っていった条文をそのまま出すのではなく、検討された各条文の内容を市民にお見せすることになります。

【金子委員長】

提言書についてですが、修正をした内容に加え修正の背景なども入れるべきではないか、とのことですが、他に何かご意見ありませんか。

《意見等なし》

【事務局：角田】

本日は桑澤委員が欠席ということもございますので、提言書などについては、少しご意見をいただく期間をつくってもいいのかなと考えています。例えばですが、9月の中旬ぐらいまでに、メールやお電話で意見をいただくこともよいのではないかと考えています。また、今いただいた意見についても、もう一度、事務局で考えてみたいと思います。

【金子委員長】

次回、10月開催の検討委員会前にご意見をいただいて、それらをまとめたものを最終案とし、決定できればと思います。それと、桑沢委員の意見もいただくようお願いします。残りの会議数も少ないので、そういう方法で進めていければと思います。

【事務局：角田】

もう一つ、施策なども含め法制担当者に確認しながら、その結果についても電子メールなどで皆さまとやり取りができればと思っております。

【金子委員長】

今事務局よりお話があったやり取りで進めていくことでよろしいでしょうか。

《賛成の丸いカードが多数あがり賛成》

それではそのように進めていきたいと思えます。

【市川副委員長】

私から一つ提案なのですが、その確認のやり取りの時に、条例の名前について、近くの自治体などがどんな名前を使っているのかを情報提供していただければと思います。

【事務局：角田】

条例の名前を決めていく参考として、名前の情報も提供したいと思えます。また、条例の名前も次回の検討委員会で決めていくこととなりますので、それまでに考えを固めていただければと思います。

【金子委員長】

それではそのようにも進めていただきたいと思います。また、10月以降は方針書のたたき台についても検討していくこととなりますので、本日渡された資料4の手話の方針書も参考にしながら進めていければと思います。

それでは協議の方はこれまでとし、進行を事務局の方へお返しします。

#### 4. その他

【事務局：高井】

それでは最後にその他ということで、事務局よりお話しさせていただきます。まずは本日の会議について振り返りたいと思えます。本日の会議では、第7条の施策の推進方針について検討され、4つの施策ということで、その中でいくつか文言の修正もありましたので、法制担当者にも確認をさせていただき、次回またご確認いただきたいと思います。また、条例の名前や提言書の案についても話し合いましたが、これらについては、期間を設けながらメールなどでやり取りをし、内容を固めていきながら次回の会議で決めていきたいと思えますのでよろしく

お願いいたします。

それでは最後に今日の感想などがあればお話しいただければと思います。

《発言等、特になし》

【事務局：高井】

それでは、今日話された内容を事務局で整理しますので、また次回の会議でお話し合いしていただければと思います。次回の会議日程ですが、令和5年10月6日金曜日14時から、会場は同じくここで開催いたします。なお、後日、今回の議事録を皆さまにご確認いただきますので、よろしく申し上げます。

## 5. 閉会

【事務局：高井】

以上をもちまして、令和5年度第3回石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）に係る検討委員会を終了します。長時間にわたり、ありがとうございました。

## 議事録署名

会議経過を記録し相違がないことを証するため、ここに署名します。

令和 5年8月30日

石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）に係る検討委員会

委員長 金子 浩 治